第６章　ケーススタディ

**４　いじめを訴え自殺未遂をした生徒への対応**

**１　概要**

　　高校２年の女子生徒Ａは、進級後から、同じ学級の生徒数人からＡの母親が外国人であることをからかわれていた。６月末に行われたインターハイの予選会の帰りのバスの中で、Ａの周囲の同級生の女子生徒数人が制汗スプレーをまき、「臭い」と騒ぎ立てる事件が発生した。部活顧問のＢ教諭は、乗車マナーを守るよう部員を厳しく指導した。

　　その翌日からＡは体調不良を理由に１週間欠席した。Ａは、自らのにおい（又は服の汚れ）を日頃から気にし、制汗スプレーの件は、Ａの心を深く傷つけたと思われる。Ａは、７月以降、部活動に参加していない。心配したＢ教諭がＡに声をかけると、Ａは「体調を崩し通院しているためにしばらく休ませてほしい」と答えたことから、夏休みも定期的に電話で体調を確認し、部活動への参加も促していたが、Ａは部活動に参加することはなかった。

９月〇日、Ａが登校していないことから、担任のＣ教諭は保護者に連絡すると、普段通りに家を出たと返答があったが、Ｃ教諭は授業もあり何も対応することができなかった。

午前11時過ぎに警察署から連絡があった。Ａは処方薬を多量に服薬し公園で倒れていたところを発見された。救急搬送され、一命はとりとめたが、Ａのカバンの中からは、同級生からのいじめを訴える遺書が見つかったとのことであった。

**２　グループワーク**

（１）活動の流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 活動の内容 | 留意点 |
| 導入 | 〇アイスブレーキング〇本研修の活動の流れの説明 |  |
| 展開 | 〇資料（事案の概要）を提示

|  |
| --- |
| 指示１：本事案に対して、学校は組織として、今後どのように対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 |

・優先順位や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。

|  |
| --- |
| 指示２：再発防止のために、学校は何をすべきか、グループの考えをまとめてください。 |

・グループごとに予防策を発表する。 | ・対応策について協議する時間を十分に確保する。【ポイント】1. 情報収集

・Ａを受容し、背景を理解する場合に留意すべきこと1. 保護者との連携

・今後のＡへの組織的な支援体制のあり方1. 関係機関との連携
2. 心のケア

・周囲の生徒への対応で配慮すべきこと |
| 終末 | 〇活動の振り返り　・振り返り用紙にまとめる。〇スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）からの助言〇管理職からの指導 | ・事前にスクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）にアドバイザーを依頼しておく。 |

（２）事前準備

　　① 資料、振り返りシート、付箋紙等

　　② グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者等）の決定

**３　解説**

〇　自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂があった場合

遺書を残しての行方不明、深刻な自傷行為など、自殺未遂の発生

**学校危機対応チーム**による組織的な対応（誰が、何を、いつまでなどの役割分担等）

連絡を受けた教職員は、管理職への報告（校長は県教育委員会へ連絡）、保護者との連携

学校として、対応の経過の確認と評価（場合によっては対応方針と対応策の見直し）

臨時職員会議での情報共有

県教育委員会への随時の報告（必要に応じて支援要請）

**【重大事態の学校の対応】**

1. 調査組織を設置
2. 基本調査の実施
3. 基本調査の結果報告
4. 結果を踏まえた措置
5. 再発防止の取組

教育委員会への報告

（第三者委員会による詳細調査へ）

活動終了までの記録の整理、臨時職員会議

（教職員間での全体経過についての確認）

〇　組織的な対応**「学校危機対応チーム」**

　生徒の自殺未遂事案が発生した場合、生徒、保護者、報道等への対応が必要となる。また、このまま手を打たなければ、どんな問題が起こり得るのかの視点や不測の事態を想定した対応を考慮することも必要である。

　そのために、以下のメンバーで構成され、以下の役割を担う「学校危機対応チーム」の組織を、通常時から想定することが重要である。

・メンバー：管理職、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、担任、　　　保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

・役割分担：当該生徒の状況把握、指導記録の確認、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある生徒のリストアップ、保護者との連携、外部対応の一本化、具体的対応策（誰が、何を、いつまで等の教職員の役割分担、警察や医療機関との連携など）の検討

【留意点】

* 初期段階においては、「多方面から情報収集すること」、「事実と推測、判断を区別すること」、「状況をまとめ、以降の対応経過を記録すること」などが必要

　〇　保護者から希死念慮等の連絡があった場合

**【情報収集】**

・内容、現状、原因（背景）等を保護者から聴き取る

・場合により関係する生徒からも細心の注意を払って聴き取る

**【保護者との連携】**

・担任及び複数の教員で生徒面談を行う

・家庭での確実な見守りを依頼する

・必要に応じて、家庭訪問するなど、生徒の状態を観察し把握する

**【ケース会議の開催】**

・管理職、いじめ対策推進教員、生徒指導主事学年主任、養護教諭、ＳＳＷ等による今後の指導方針・対応策を検討し作成する

・必要に応じて、関係機関等にも参加を依頼する

**【関係機関との連携】**

・必要に応じて、生徒及び保護者と十分協議し、医療・福祉等の機関との連携を行い、それらの機関と連携した教育活動を展開する

・学校は、家庭と医療機関等と緊密に連携する

〇　自殺予防について、教師のできること・できないこと

　　・教師個人の力では、深刻な悩みを抱えた生徒に対処していくには限界がある。ひとりで抱え込まないでチームとして多くの教職員が関わることで、柔軟な多方面からの理解に基づいたきめ細かな対応も可能となる。

文部科学省『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』平成21年３月

**法的根拠**

・学校の設置者又はその措置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための調査を行うものとする。

　　　一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

　　　二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法 第28条）

　　・重大事態

　　ア　重大事態の意味

1. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると

　認められる場合

・自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

1. いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

　　　　　ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

1. その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったと

きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

　児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

　　イ　重大事態の報告

　　　　重大事態が発生した場合、県立学校（県教育委員会経由）及び私立学校（県総務管理部経由）は、その旨を知事に報告する。

また、県教育委員会は、その旨を県いじめ防止対策等委員会に伝える。

（新潟県いじめ防止基本方針　第４　１（１）　）

**４　振り返り**

　　「一人で抱え込まず、チームで対応できる体制になっているか」、「教育相談担当者と生徒指導担当者の連携はとれているか」の観点から勤務校の現状を振り返り、改善策をまとめてください。

**５　発表と記録の保存**